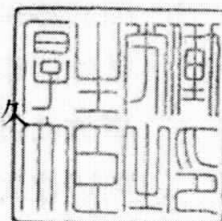




厚生労働省発科0805第1号
平成27年8月5日

武蔵村山市長 藤野 勝 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



国立感染症研究所村山庁舎の運営等に係る確認事項について

「国立感染症研究所村山庁舎の運営等について（要望）」（平成27年8月3日武発第821号）については、8月3日付け確認事項（別添）に沿って対応します。



厚生労働大臣 確認事項

平成 27 年 8 月 3 日

厚生労働省

1. 国立感染症研究所村山庁舎（以下、「村山庁舎」という。）の施設運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応する。また、災害や事故に備えるため、国として、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するほか、このような市との連携も踏まえ、施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化を進める。
2. 村山庁舎の BSL-4 施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する。なお、制約なく研究目的で使用することに對する地域住民の懸念を払拭するよう、コミュニケーションを積極的に行いながら BSL-4 施設を使用する。
3. 村山庁舎の施設運営の透明性を確保するため、国立感染症研究所 村山庁舎 施設運営連絡協議会を継続して開催し、施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進する。また、村山庁舎の BSL-4 施設運営に当たっては、外部有識者を活用したチェック体制を確保する。
4. 施設の老朽化も踏まえ、日本学術会議の提言等も参考にし、武蔵村山市以外の適地における BSL-4 施設の確保について検討し、結論を得る。